(趣旨)

第1条 少子・高齢化や農業者の所得の減少、担い手不足の深刻化等により農村の活力は低下しており、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった農村に期待される役割を確保するためには、その活力の再生が不可欠である。

このため、本要綱は、効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する農業経営改善促進資金(以下「資金」という。)について定め、農村の活力の再生に資することとする。

(事業の仕組み)

第2条 本事業は、静岡県農業信用基金協会(以下「基金協会」という。)と民間金融機関の 協調融資により、意欲ある農業者の必要とする運転資金を低利かつ円滑に融通するものと する。

(貸付対象者)

- 第3条 資金の貸付対象者は、次に掲げる要件を満たす農業者とする。
 - (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下「農業経営改善計画」という。)の認定を受けていること。
 - (2) 簿記記帳を行っているか、又は記帳することが確実と見込まれること。
 - (3) 農業経営改善計画が、短期運転資金を必要とするような具体的な改善措置を内容としているものであること。
 - (4) 前号の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。
 - (5) 農業経営改善計画又は資金利用申込書 (第10条に定めるものをいう。)において、既往借入金の返済財源が確保されていること。
 - 2 前項の規定に係る資金の貸付対象者の適格審査は、特別融資制度推進会議(特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき市町段階に設置されるものをいう。以下「推進会議」という。)において行うものとする。

(資金使途)

- 第4条 資金の使途は、農業経営改善計画の達成に必要な次の各号に掲げる経費その他短期 運転資金一般とする。ただし、既往借入金の借換え(本資金の初回の借入れ時における既 往借入金(短期運転資金)からの切替えを除く。)は含まないものとする。
 - (1) 種苗代、肥料代、飼料代及び雇用労賃等の直接的現金経費
 - (2) 肉用素畜及び中小家畜等の購入費
 - (3) 小農具等営農用備品及び消耗品等の購入費
 - (4) 営農用施設及び機械の修繕費

- (5) 地代(賃借料)及び営農用施設・機械のリース・レンタル料
- (6) 生産技術及び経営管理技術の修得費
- (7) 市場開拓費及び販売促進費等

(貸付方式等)

- 第5条 資金の貸付けは、次によるものとする。
 - (1) 極度貸付方式による当座貸越及び手形貸付、又は証書貸付とする。
 - (2) 資金の貸付けが受けられる期間は、農業経営改善計画期間(同計画の開始時期から同計画の終了時を含む年度までをいう。以下同じ。)中とする。

(極度額)

第6条 資金の極度額の上限は、次に掲げる金額とする。ただし、市町の農業経営基盤強化 促進基本構想において示された農業経営の指標の規模を超える規模を目指す農業経営改善 計画を有する者等特段の事情がある場合にあっては、推進会議が認めた額とすることがで きる。

個 人 一般経営

500万円

畜産経営又は施設園芸を含む経営 2,000万円

2,000万円

法 人 一般経営

. __

- 畜産経営又は施設園芸を含む経営 8,000万円
- 推進会議の認定を受けるものとする。 3 融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額を変更する必要

2 極度額は、農業経営改善計画期間中の各年度について融資機関が設定するものとし、

3 融資機関は、その農業者の経営状況及び資金利用状況からみて極度額を変更する必要があると判断する場合は、推進会議の認定を受けて、極度額を変更することができるものとする。

(貸付利率)

第7条 本資金の貸付利率は、次の算式により決定する(小数点以下第三位を四捨五入した上で、小数点以下第二位を二捨三入又は七捨八入して0.05%単位とする。)水準以内とする。

 注1
 融資機関への

 都銀・短プラ×(協調倍率-1)+ 低利預託金利 注2

 貸付利率=
 +調整値

 (年%)
 協 調 倍 率

- 注1 都銀・短プラは、「都市銀行の短期プライムレート」をいう。
- 注2 調整値は、都銀・短プラ水準に応じ次のとおりとする。

都銀・短プラ 調整値
5パーセント未満 ---- 0.8パーセント
5パーセント以上6パーセント未満 ---- 0.6パーセント
6パーセント以上7パーセント未満 ---- 0.4パーセント
7パーセント以上8パーセント未満 ---- 0.2パーセント
8パーセント以上

- 2 農業者が当座貸越による貸付けを選択する場合には、年0.5パーセントの範囲内で融資 機関が定めた率を加算することができるものとする。
- 3 資金は変動金利制とし、貸付利率の改定があったときは、改定日の貸付金残高(当座 貸越の場合に限る。)及び改定日以降の貸付金に適用するものとする。
- 4 第1項の具体的な貸付利率については、農林水産省経営局長通知を受けて、別途知事から通知するが、金利改定日は原則として月の当初とする。

(償還期限)

第8条 資金の償還期限は、手形貸付にあっては1年以内、当座貸越にあっては1年程度の 当座貸越契約期間内とする。ただし、農業経営改善計画期間中は、有効に決定される極度 額の範囲内で借換えを行うことができるものとする。

(農業経営改善計画期間終了時の取扱い)

第9条 資金を借り受けた者の農業経営改善計画終了時に有する資金の残高は、すべて農業経営改善計画終了時に償還するものとする。ただし、資金を借り受けた者が家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する経営を営むものにあっては、農業経営改善計画終了後3年の範囲内で融資機関が認めた期間内に償還するものとする。

(借入手続)

- 第10条 資金の借入手続は、次によるものとする。
 - 1 資金を借り受けようとする者(以下「借入希望者」という。)は、資金利用申込書兼借入申込書(農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官通知、以下「実施要綱」という。)第5に規定するものをいう。以下「借入申込書」という。)に農業経営改善計画書(既に認定を受けているときは認定書の写しを含む。)を添付して、融資機関に提出するものとする。
 - 2 推進会議は、資金の貸付けに係る認定等に関する事務を、原則として、融資機関(借入申込案件が基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び基金協会。)に委任するものとする。
 - 3 2により委任を受けた融資機関は、認定等に関する審査(農業経営改善計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等)を行うものとし、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所等を報告するものとする。
 - 4 融資機関は、慎重な審議を必要とする借入額が極度額等の上限を超える場合には、推進会議に関係書類を送付するとともに、認定を求めるものとする。
 - 5 融資機関は、借入申込書の受理から、原則として1月半以内に借入希望者に融資の可否を通知するものとし、それまでの間に手続きが終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。

(貸付目標額の設定)

- 第11条 融資機関は、市町その他関係機関と協議して、毎年度、融資機関貸付予定目標額を 策定し、融資機関貸付予定目標額設定書(様式第1号)を12月末までに知事に提出する ものとする。
 - 2 知事は、県の貸付目標額を設定したときは、融資機関別の貸付目標額及び第14条に規 定する預託額の決定を行うものとする。
 - 3 知事は、前項の規定により、融資機関別の貸付目標額及び預託額の決定を行ったときは、貸付目標額及び預託額決定通知書(様式第2号の1)により融資機関に通知するとともに、その旨を融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託額決定通知書(様式第2号の2。以下「決定通知書」という。)により基金協会に通知するものとする。
 - 4 融資機関は、貸付目標額を変更するときは、融資機関貸付目標額変更依頼書(様式第8号)を速やかに知事に提出するものとする。
 - 5 知事は、融資機関別の貸付目標額及び預託額の変更を決定したときは、貸付目標額及 び低利預託基金預託額変更通知書(様式第9号の1)により融資機関に通知するととも に、その旨を融資機関別の貸付目標額及び低利預託基金預託変更通知書(様式第9号の 2。以下「変更通知書」という。)により基金協会に通知するものとする。

(低利預託基金の造成・預託)

- 第12条 基金協会は、前条の決定通知書又は変更決定通知書に基づき、金融機関から借入れ を行い、取扱金融機関に預託するための低利預託基金を造成するものとする。
 - 2 県は、基金協会に対して当該借入金に係る利息相当額について、予算の範囲内において利子助成金を交付するものとする。
 - 3 基金協会は、第1項の規定により金融機関から貸付けを受けたときは、当該資金及び 実施要綱第6の2の(1)の規定により、民間金融機関から借入れた資金を、県の通知 する融資機関別預託指示書(様式第3号)又は融資機関別預託変更指示書(様式第10号) に従って、融資機関に預託するものとする。
 - 4 第1項の借入れの契約を締結する場合は、次によるものとする。
 - (1) 官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告して申込みをさせることにより一般競争 入札に付して行わなければならない。この場合、基金協会は、競争性を確保するという 制度の趣旨に鑑み、入札を見込み得る関係者に対しその実施について周知徹底を行う等 入札参加者の確保に努めるものとする。
 - (2) 一般競争入札に加わろうとする者に必要な資格及び(1)の公告の方法その他一般競争 入札について必要な事項は、基金協会が定めるものとする。
 - (3) 一般競争入札に付しても入札者がないとき、落札者が契約を結ばないとき又は再度の 入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。この場合においては、 履行期限を除くほか、最初一般競争入札に付するときに定めた条件を変更することがで きない。
 - (4) 一般競争入札に付する場合においては、別に定める県の利子補給率の範囲内で最低の 利率をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

(5) 随意契約によろうとするときは、なるべく2以上の民間金融機関から見積書を徴求しなければならない。

(預託の条件)

第13条 融資機関は、前条の規定により基金協会から預託を受けた資金の3倍に相当する額をこの要綱に基づき農業者に貸付けるものとする。

(預託の額、期間及び利率)

- 第14条 融資機関に対する預託の額、期間及び利率は次のとおりとし、その他預託に必要な 事項は県と協議して基金協会が定めるところによるものとする。
 - (1) 預託額 県が定めた融資機関の貸付目標額の3分の1に相当する額で融資機関別預 託指示通知書(様式第4号)又は融資機関別預託変更指示通知書(様式第11 号)による額
 - (2) 預託期間 1年以内
 - (3) 預託利率 年1パーセント

ただし、貸付予定日の14日前の日に属する週に日本銀行が作成した「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」(当該週に作成されない場合には貸付予定日の21日前の日に属する週に作成されたもの)における「預入金額が3百万円以上1千万円未満の定期預金の預入期間別平均年利率」に掲げる預入期間が1年の利率が1%未満の場合は、当

(融資機関による貸付け)

該利率

- 第15条 資金の融資機関は、次の各号に掲げる金融機関とする。
 - (1) 農業協同組合法第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
 - (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
 - (3) 農林中央金庫
 - (4) 銀行
 - (5) 信用金庫
 - (6) 信用協同組合
 - 2 資金を融通しようとする金融機関は、あらかじめ知事に農業経営改善促進資金取扱届 (様式第5号)を提出するとともに、基金協会との間において基本契約を締結するものと する。

なお、その契約書の写しは、知事に提出するものとする。

- 3 融資機関は、資金の貸付けにあたっては、債権保全措置が形式的・慣行的とならないようその弾力化に努めるとともに、借入希望者が基金協会の債務保証を受けようとする場合には、推進会議の承諾のほか、基金協会による債務保証の決定が必要であるので、基金協会の債務保証に関する手続きも併行的に進めることにより、円滑な融通が図られるよう配慮するものとする。
- 4 融資機関は、資金の貸付け及び資金の払出しに当たっては、次の各号に掲げる事項に 留意して、適切な運用の確保に努めるのものとする。
- (1) 本資金の貸付を開始するに当たっては、貸付け相手方ごとに本資金と他の資金とを明

確に区分して管理すること。

- (2) 本資金の貸付資金の払出しに当たっては、極力現金交付を避け、口座引落とし、口座振込み等、貸付資金の使途を確認し得る方法を活用すること。
- 5 融資機関は、常に借入者の資金利用状況及び経営状況等を把握し、資金の融通及び償還の適正化を図るものとする。
- 6 融資機関は、借入者によって本制度の趣旨に即した資金の活用が図られていないと認められる場合は、利用継続の可否について推進会議の意見を聴いて処理するものとする。 (県の指導)
- 第16条 県は資金の貸付けが基金協会に造成される低利預託基金を基盤としていることに鑑み、本制度の安定的な運用の確保に努める等主導的な役割を果たすものとする。
 - 2 県は、基金協会に対して、第12条第3項に規定する融資機関への預託及びその他必要 な事項を指示することができるものとする。
 - 3 県は、融資機関に対して、資金の貸付け等に関して必要な事項を指示することができるものとする。

(報告)

- 第17条 融資機関は、上半期(4月1日から9月30日まで。以下同じ。)・下半期(10月1日から3月31日まで。以下同じ。)ごとに農業経営改善促進資金貸付状況報告書(様式第6号)を作成し、これを上半期末及び下半期末の翌月の末日までに基金協会に提出するものとする。
 - 2 基金協会は、前項の規定による報告書を取りまとめ、上半期・下半期ごとに農業経営 改善促進資金低利預託基金預託等状況報告書(様式第7号)を作成し、上半期末及び下 半期末の翌々月の15日までに県に提出するものとする。

(その他)

- 第18条 融資機関、県その他の関係機関(機関の役職員を含む。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、資金に係る申込書等の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要綱において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。
 - 2 融資機関は、申込書の受理に当たり、借入希望者に対し、第10条の2及び推進会議の 定めるところにより当該申込書を推進会議の構成機関に送付することがある旨について の同意を求めるものとし、個人情報の取扱いに関する同意書(借入申込書の裏面)の確 認欄に署名又は記名及び押印を求めることとする。

附則

この要綱は、平成7年3月20日から施行し、平成7年度分の農業経営改善促進資金から適用する。

附則

- この要綱は、平成12年4月6日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成14年6月20日から施行し、改正後の静岡県農業経営改善促進資金融

通事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年4月1日前に貸付けた農業経営改善促進資金については、改正後の要綱の規 定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、改正後の静岡県農業経営改善促進資金融 通事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成15年4月1日から適用 する。
- 2 平成15年4月1日前に貸付けた農業経営改善促進資金については、改正後の要綱の規 定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成15年10月15日から施行し、改正後の静岡県農業経営改善促進資金融 通事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成15年10月15日から適用 する。

附則

- 1 この改正は、平成19年10月3日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けた農業経営改善促進資金については、この要綱の規定にか かわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成20年8月28日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けた農業経営改善促進資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成23年9月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けた農業経営改善促進資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成24年9月14日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けた農業経営改善促進資金については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

- 1 この改正は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に貸付けた農業経営改善促進資金については、この要綱の規定にか かわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成27年5月20日から適用する。

附則

この改正は、令和元年6月24日から適用する。

附則

この改正は、令和2年3月16日から適用する。

附則

- 1 この改正は、令和3年3月15日から適用する。
- 2 この改正の際、従前の規定及び様式により作成した用紙は、当分の間、使用できるものとする。